

議第61号

令和4年度滋賀県モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度滋賀県のモーターボート競走事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業収益		千円 68,729,600	千円 3,875,190	千円 72,604,790
	1 営業収益	68,670,049	3,873,997	72,544,046
	2 営業外収益	59,551	1,193	60,744

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 モーターボート競走事業費用		千円 67,627,660	千円 3,381,179	千円 71,008,839
	1 営業費用	65,841,696	2,593,784	68,435,480
	2 営業外費用	1,597,939	960,420	2,558,359
	3 特別損失	188,025	△ 173,025	15,000

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 418,845千円は、建設改良積立金 354,117千円および過年度分損益勘定留保資金64,728千円で補填するものとする。）

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 181,300	千円 △ 13,600	千円 167,700
	1 基金繰入金	181,300	△ 13,600	167,700

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 1,024,600	千円 △ 438,055	千円 586,545
	1 建設改良費	1,023,899	△ 438,872	585,027
	2 投資	701	817	1,518

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 361,559	千円 △ 9,409	千円 352,150

上記の議案を提出する。

令和5年3月9日

滋賀県知事 三日月 大造